

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程をここに公布する。

平成23年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也
岩手県医療局長 田 村 均 次

岩 手 県 規 則
岩手県医療局管理規程 第1号

医師支援推進室規則の一部を改正する規則・規程
医師支援推進室規則（平成18年^{岩手県規則第1号}岩手県医療局管理規程）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則・規程は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「組織規則」という。）及び岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号。以下「委任代決専決規則」という。）並びに医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）、<u>医療局職員の職の設置に関する規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第7号）</u>及び医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号。以下「代決専決規程」という。）に定めるもののほか、医師支援推進室の設置並びに医師支援推進室における事務処理の代決及び専決に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則・規程は、岩手県知事部局行政組織規則（平成13年岩手県規則第46号。以下「組織規則」という。）及び岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）並びに医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号。以下「組織規程」という。）及び医療局代決専決規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第6号）に定めるもののほか、医師支援推進室の設置並びに医師支援推進室における事務処理の代決及び専決に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則・規程は、公布の日から施行する。